

党議員団の質問紹介



公園管理の質の確保へ 指定管理制度の見直しを

きのせ明子 市議

大津市では公園や運動施設の多くを、指定管理者制度で大津市公園緑地協会が管理運営しています。指定管理者制度は「民間の力を活用し、経費削減と市民サービス向上」を目的に導入されました。しかし実態は、管理が有期限のため正規職員が雇えず8割が非正規職員、委託料が8年間で2割も削減され、市民サービスの質や安全が確保できるのか危惧されます。他市では、プール管理を低価格で下請け業者に丸投げし、子どもが亡くなる事故が起きました。行政の監視もありませんでした。きのせ市議は、指定管理者制度では安全の確保が難しいと指摘し、委託料の最低制限価格の設定と、行政による監視を強めるよう質しました。市は、最低制限価格の設定を検討すると答弁しました。



▲指定管理が行われている茶臼山公園



市ガスの利益還元で 市民生活応援を

杉浦とも子 市議

2月定例会で議決し、6月から予定されていたガス料金の値下げが、原料費調整制度による逆転現象が起きたために、実質的には値上げとなる家庭も出てくることになりました。アベノミクスによって円安が進み、原料となる液化天然ガスなどの輸入価格が大幅に上がったためです。杉浦市議は、市民に黒字を還元するという目的を達成し実感してもらえるように、あらためて料金の引き下げを検討すべきと求めました。市は引き続き適正な料金水準となるよう努めるとの答弁にとどまりました。さらに市民生活を応援するよう求めています。



待機児童の解消・ 安心できる保育制度へ

つかもと正弘 市議

「子ども・子育て新制度」が2015年度から実施されることになり、現在具体的内容が国で検討されています。新制度では、「要保育度認定」を受けて、入所する保育施設を決めることとなります。塚本市議は新制度による、株式会社の参入などで保育の質が確保できるのか、また、保育度認定の違いや入所する保育施設の違いで格差が生まれるのではないかと指摘。どの子どもも安心して通うことができ、発達が保障される保育制度となるよう市が責任を持って基準設定を行なうなど積極的な対応を求めました。市は国の動向を注視するとしていますが、大津市の幼児教育や保育の後退にならないよう、党市議団としてもひきつづき提言を行っていきます。



▲比叡平やまのこひろばで話を聞く塚本市議



ごみ減量のための 具体的な施策を進めよ

石黒かつ子 市議

大津市はごみ減量推進のため、コンポストの容器購入補助や、古紙回収の単価の引き上げなどをおこなってきました。今般、焼却炉を2カ所体制にする方向を決めたため、さらなるごみ減量施策を進める必要があります。石黒市議は、生ごみの堆肥化事業やビン類のコンテナ収集など、減量のポイントになる点について大津市の施策の進み具合を質しました。市はごみ処理基本計画や減量実施プランに基づいておこなっていくと答弁しましたが、課題が解決せず、具体化が進んでいない問題も残されています。早急に手立てをうち、ごみ有料化で市民負担を増やすより、市民・事業所と共同してごみ減量を進めるべきです。



国民健康保険料の 負担軽減へ繰り入れを

佐々木しょういち 市議

大津市の国民健康保険事業は、加入者の所得に比べて保険料の負担が高すぎるなど大きな問題を抱えています。今でも高すぎる保険料に悲鳴が上がっていますが、それでも今後は赤字が避けられない状況になっています。佐々木市議は「これ以上の保険料引き上げを回避すべき」と指摘、一般会計からの繰り入れで保険料の軽減を図るよう求めました。市は「下げられてきた国の負担割合の引き上げを要望するとともに、一般会計からの法定外繰り入れも必要になる可能性がある」と答弁しています。医療が安心して受けられることは、市民生活を守る上で重要です。市民の皆さんと力を合わせてがんばり抜きます。

橋下暴言問題意見書になぜ反対するのか

—自民・公民・民主など市議会各派—

「従軍慰安婦は必要だった」などとする橋下大阪市長の暴言に、全国から批判が集中していますが、橋下氏は謝罪も撤回も行わずに居直り続けています。京都市議会をはじめ多くの議会で抗議の決議などがあげられているのは当然です。ところが大津市議会では、日本共産党市議団が提案した「従軍慰安婦」問題に対して歴史的事実に基づく対応を求める意見書（案）が他の会派の反対で否決されました。意見書は、国連が日本政府に対して橋下氏のような暴言を是正することを求めた勧告を実行するように求めるものであり、人権尊重の観点からも当然採択すべきもので、これを否決した各派の見識が問われます。

※「慰安婦」問題をめぐり国連の勧告 国連拷問禁止委員会は5月31日、旧日本軍の「慰安婦」問題について、「公人による事実の否定、否定の繰り返しによって、再び被害者に心的外傷を与える意図に反論すること」を日本政府に求める勧告をまとめました。勧告は、「国政および地方の高官や国会議員を含む政治家が本件事実を公に否定し、被害者に新たな心的外傷を与え続けている」と指摘し、「即時かつ効果的な立法的・行政的措置をとるよう」求めています。（しんぶん赤旗より）

ご意見・ご要望を
お寄せください

市役所控え室 〒520-8575
議員団連絡所 〒520-0810

大津市御陵町3-1 大津市役所内 TEL/FAX: 077-524-5613
大津市西ノ庄5-16-1 共産党事務所 TEL: 077-525-1500